

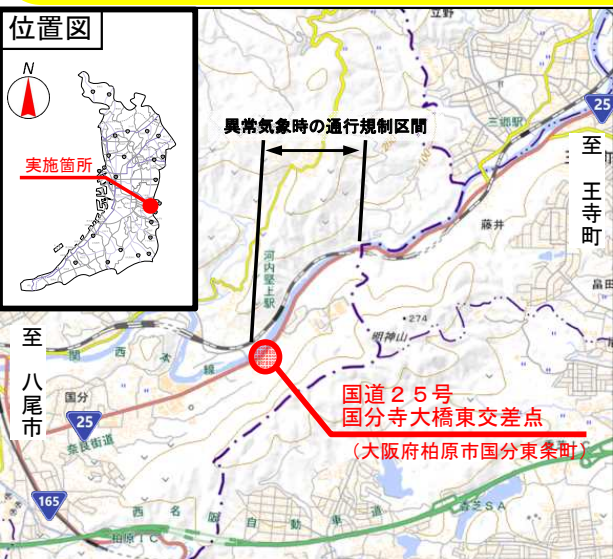
異常気象時通行止めへの備えとして

国道25号 国分寺大橋東交差点 交通遮断装置の操作訓練を実施

大阪国道事務所

異常気象時の通行規制区間（国道25号柏原市国分東条町：亀ノ瀬）である、国分寺大橋東交差点に設置している「交通遮断装置」の操作訓練を実施しました。

通行規制の基準となる「連続雨量が200mmに達した場合」や「大和川の水位が8.293m（藤井水位観測所）を超えた場合」等には、国道25号の通行止めを実施し、自然災害から道路利用者の安全を確保します。



■実施日時:令和6年6月5日(水)

■実施場所:国道25号 国分寺大橋東交差点
(大阪府柏原市国分東条町地先)

■参加者:大阪国道事務所 10名
西大阪維持出張所 2名 計12名

■訓練概要:[交通遮断装置の操作訓練]
異常気象時の通行止めへの備え、「交通遮断装置」設置位置や操作方法等を確認。また、停電を想定して、手動での「交通遮断装置」の操作を実施。

～「交通遮断装置」操作訓練の状況～



■訓練出席者の感想

・実際の災害対応でも適切に操作できるよう、訓練で学んだことを振り返っておくことが大切だと感じた。

【お問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 管理第二課

〒536-0004 大阪市城東区今福西2丁目12番35号 電話：06-6932-1421(代表)



国土交通省